



基補発0202第4号
平成28年2月2日

大阪労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局補償課長

非器質性精神障害の障害等級について（回答）

平成27年4月20日付け事務連絡をもって報告のあった標記の件について、下記のとおり回答をする。

記

本件事案については、別紙意見書のとおり取り扱われたい。

平成28年2月2日

厚生労働省労働基準局
補償課長 殿

職名

氏名

意見書の提出について

標記について、別添のとおり取りまとめたので回答します。

意見書



